

○船舶安全法施行規則船舶検査心得の一部を改正する新旧対照表

		(下線の部分は改正部分)
	改正案	現行
15.1 (a) 地方運輸局長等(地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長及び海事事務所長並びに沖縄総合事務局長、運輸支局長及び海事事務所長をいう。以下同じ。)から他の地方運輸局長等に検査の引継ぎを行うときは、検査の記録の(イ)記事欄(予備検査引継ぎを行なうときは、検査の記録の(イ)記事欄(予備検査手帳)に記入しては、適当な用紙による。)に検査の引継ぎ事項を記入し、引継ぎ文書に必要な検査申請書、手数料納付書(印紙が消印ずみのもの)、図面等の書類添付して検査の引継ぎを受ける地方運輸局長等に送付すること。ただし、引継ぎをする当該船舶又は物件が、再び元の地方運輸局長等の管轄する区域内に戻ることが予想される場合の引継ぎ手続きは、次に掲げるとおりとすること。	(検査の引継ぎ又は委嘱)  15.1 (a) 地方運輸局長等(地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長及び海事事務所長並びに沖縄総合事務局長、運輸支局長及び海事事務所長をいう。以下同じ。)から他の地方運輸局長等に検査の引継ぎを行なうときは、検査の記録の(イ)記事欄(予備検査手帳)に記入しては、適当な用紙による。)に検査の引継ぎ事項を記入し、引継ぎ文書に必要な検査申請書、手数料納付書(印紙が消印ずみのもの)、図面等の書類添付して検査の引継ぎを受ける地方運輸局長等に送付すること。ただし、引継ぎをする当該船舶又は物件が、再び元の地方運輸局長等の管轄する区域内に戻ることが予想される場合の引継ぎ手続きは、次に掲げるとおりとすること。	
15.2 (a) 本項において「やむを得ない理由があると認めるととき」とは、船舶又は物件の製造、改造、修理又は整備の過程で他の地方運輸局長等の管轄する区域内においての製造、改造成、当該物件のでき上りの状態では大がかりな又は精密な検査を行う必要がある場合等であつて検査申請を受理した	(1) 検査引継ぎ申請書の提出を受けた地方運輸局長等は、引継ぎ検査を行うために必要な図面等の書類添付して検査の引継ぎを受けた地方運輸局長等へ送付すること。 (2) 検査引継ぎを受けた地方運輸局長等が検査を行つた場合は、その結果を記載の上これに必要書類添付して検査引継ぎをした元の地方運輸局長等へ返付すること。	(1) 検査引継ぎ申請書の提出を受けた地方運輸局長等は、引継ぎ検査を行うために必要な図面等の書類添付して検査の引継ぎを受けた地方運輸局長等へ送付すること。 (2) 検査引継ぎを受けた地方運輸局長等が検査を行つた場合は、その結果を記載の上これに必要書類添付して検査引継ぎをした元の地方運輸局長等へ返付すること。

改正案	現行
地方運輸局長等において検査を行うことが困難なときをいう。	た地方運輸局長等において検査を行うことが困難なときをいう。
(b) 検査委嘱の手順及び処理については、次に掲げるとおりとすること。	<p>(1) 地方運輸局長等は、検査申請者が検査の委嘱の申請をしようとする場合、<u>次頁の様式の検査委嘱申請書を提出させること。</u></p> <p>(2) 検査の委嘱の申請を受けた地方運輸局長等(以下「甲運輸局長等」という。)は、当該検査の委嘱がやむを得ないと認めたときは<u>検査委嘱申請書正副各1通に所要事項を記入の上これに委嘱検査を行うために必要な図面等の書類(以下(3)において「必要書類」という。)を添付して委嘱検査を行う地方運輸局長等(以下「乙運輸局長等」という。)へ送付すること。</u>この場合ににおいて、当該申請書の正本には乙運輸局長等あての公文欄に甲運輸局長等の印は必要ない。</p> <p>(3) 乙運輸局長等は、委嘱検査を行った場合は、<u>船舶検査等情報管理システムの検査の記録に当該検査の結果を記入すること(予備検査の一部を委嘱する場合を除く。)。加えて、試験又は検査成績書等を添付して、臨検回数をメール等を用いて甲運輸局長等に連絡すること。</u>この場合において、乙運輸局長等は当該委嘱検査を行つた物件の適当な箇所に45.2~4(c)に掲げる略符を付しておくこと。</p> <p>(4) 乙運輸局長等の行う委嘱検査のうち、その一部を更に他の地方運輸局長等に委嘱する場合の手続については、(1)から(3)までを準用すること。この場合は「乙運輸局長等」とあるのは「乙運輸局長等」と、「乙</p>

改正案		現行	
運輸局長等」とあるのは「他の地方運輸局長等」とそれ ぞれ読み替えること。		運輸局長等」とあるのは「他の地方運輸局長等」とそれ ぞれ読み替えること。	
甲運輸局長殿	検査委嘱申請書	甲運輸局長殿	検査委嘱申請書
年月日	申請者の氏名又は 名称及び住所印	年月日	申請者の氏名又は 名称及び住所印
貴局において〇〇検査受検中の下記船舶(物件)の一部について、 〇〇〇〇長(地方運輸局長等の組織名を記入)の委嘱検査を受けた いので船舶安全法施行規則第15条第2項の規定により申請します。	貴局において〇〇検査受検中の下記船舶(物件)について、 その一部を〇〇〇〇〇長(地方運輸局長等の組織名を記入)の委嘱検査を受 けたいので船舶安全法施行規則第15条第2項の規定により申請し ます。	船種、船名及 び船舶番号、 船舶検査票 の番号又は漁 船登録番号(物 件の名称及び 製造番号等)	委嘱検査の受 検期日
委嘱検査の物 件名及び数	委嘱検査の受 検地及び工場 名	委嘱検査の物 件名及び數	委嘱検査の受 検期日
検査又は試験 の範囲		検査又は試験 の範囲	委嘱検査を受 けようとする 理由
委嘱検査を受 けようとす		船舶の用途	旅客船、漁 船、その他の 船

改正案		現行
る理由		
船舶の用途	旅客船、漁船、その他の別	乙運輸局長 殿 受付番号 年月日 甲運輸局長印
備考		上記のとおり検査を委嘱する。 甲運輸局長殿 受付番号 年月日 乙運輸局長印
		(注) 臨検回数を付記すること。